位置指定道路築造に伴う開発指導要綱のフローチャート

申請人

〈事業区域が全体で 500 ㎡未満の場合〉

位置指定道路築造に伴い、宅地造成及び特定盛土等規制法（以下盛土規制法）に該当する行為がある場合は、別途盛土規制法の申請が必要。申請方法等の詳細につきましては開発指導課まで確認のこと。

この間約10日

事前相談提出

事前相談の回答

この間約20日

毎週水曜日正午まで受付
→午後協議先へ配布・回収→金曜日午後現場立会

事前協議提出

事前協議の配布先

道路管理課、排水設備課、都市計画室、建築審査課、河川課、農政課、文化財課、教育委員会、水道施設部、消防局警防課、モノづくり支援室
※提出部数は正・副2部。

事前協議の回答

※事前協議の回答の内容について各課と協議し、協議経過書を作成。

事前協議の回答について各課と協議した内容で書類を作成し、申請すること。（※添付図書は一覧表参照）

位置指定と要綱は同時申請。
提出部数は正・副本の2部ずつ。

指導要綱協議申出書の申請

書類審査

要綱の協定書締結（完了）

道路の位置の指定申請書の提出

書類審査

書類審査完了

この間約10日

工事着手

※位置指定道路の工事の着手は、要綱の協定書締結後とする。

工事完了届

毎週火曜日正午まで受付
→木曜日午後検査
工事写真その他必要書類を添付すること。

完了検査

毎週木曜日午後検査

検査合格

各公共施設管理者の検査報告書が必要。

この間約10日

位置の指定（決裁）

公告（完了）

建築確認申請